

○ 脳卒中の維持期治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を脳卒中の維持期治療を担う医療機関として位置づけた。

在宅等での療養を支援する診療所等の医療機関、いわゆるかかりつけ医機能を持つ医療機関、介護老人保健施設、リハビリテーションを行う医療機関、歯科診療所等

〈選定基準〉 歯科診療所

- ① 歯科を標榜し、脳卒中による要介護状態等に伴う嚥下性肺炎の予防や口腔機能維持のための診断、治療、保健指導が可能であること。
- ② 栃木県等が作成する脳卒中の維持期の治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ③ 地域連携クリティカルパス等を活用し、脳卒中治療を行う他の医療機関と必要な診療情報や治療計画を共有するなどの連携が可能であること。